

## 令和6年度

# 社会福祉法人三原村社会福祉協議会事業計画書

### I 基本方針

社会福祉協議会では、これまで第3期地域福祉計画・活動計画に基づき推進・実践を基本に活動を進めて参りました。しかし、近年の社会情勢は、あらゆる生活課題に対し本村にも例外なく解決に及ばない危機的状況を突き付けています。各地域の「住民同士の助け合い・安心して暮らせる地域づくり」を目指す活動に、今まで以上に関りを率先し、行政・社会福祉協議会・民生児童委員・各団体組織に働きかけていく姿勢を強固なものにしていきます。その中でも地域に根差した見守り活動や集い等は重要性を増しており、社協としてのきめ細やかな事業展開を改めて再構築し提示します。福祉活動計画の実践に対し明確なビジョンをもって住民主体の地域福祉に係る事業・活動を適切に位置づけ、住民に「寄り添い期待に応えられる」組織となり実践推進していきます。

### II 重点目標

1. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づいた地域福祉活動の推進
2. 住民参加による生活支援等の地域福祉の推進
3. 介護保険制度及び障害者総合支援制度に関する事業の推進
4. 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する事業の推進
5. あったかふれあいセンター事業拠点体制づくり強化
6. 総合相談窓口体制づくり
7. 災害における支援体制づくり

### III 事業計画

1. 地域福祉活動計画に基づいた地域福祉活動の推進  
高齢者、障がい者など支援を必要としている住民を地域住民で支え、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい自立した生活を送れるような仕組みづくりを、地域住民・行政・各種団体組織と共に取り組んでいきます。
2. 介護保険事業
  - ① 訪問介護事業・通所介護事業  
【通所介護事業は、毎週月曜日・水曜日・木曜日・金曜日（ただし、祝祭日（12月29日から1月3日は除く。）により月曜日が休日の場合は、火曜日を営業日とします。）】  
要介護状態となった利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行い、利用者の心身機能の維持を図るとともに、介護者の負担

の軽減を図っていきます。

### 3. 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ① 介護予防訪問介護事業・介護予防通所介護事業

【通所介護事業は、毎週月曜日・水曜日・木曜日・金曜日（ただし、祝祭日（12月29日から1月3日は除く。）により月曜日が休日の場合は、火曜日を営業日とします。）】

要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営む事ができるように配慮して、身体介護その他の生活全般に渡る援助が必要となった利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう図っていきます。

### 4. 安心生活創造推進事業

見守り体制の充実を図り福祉課題が迅速に解決に向かう仕組みづくりと福祉課題に向けた住民主体の取り組みが進行されるよう地域支援をしていきます。また、生活困窮者支援について、現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性がある者で自立（就労意欲）が見込まれる者に対し、管内保健所等関係機関と連携し月1回の情報交換会を開催しながら「自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する。）」を実施し支援していきます。

### 5. あったかふれあいセンター事業

地域福祉コーディネーターを中心に全地域を対象に個別訪問を実施し地域の課題やニーズを把握し生活支援をしていく。また、65歳以上の高齢者を対象に把握したニーズを元に包括支援センターと定期的にケース会議を開催し、情報交換しながら個別支援の方針に沿って支援していきます。

「集い」においては、保健センター内に拠点を置き11の地区集会所を中心に、月1回ないし2回開催し、住民課の事業と連携し介護予防等に取り組んでいきます。「訪問」活動は週2日以上、「配食サービス」を毎週水曜日・金曜日（但し、祝祭日・12月29日から1月3日は除く）行っていきながら見守りを兼ね、信頼関係を築いていきながら住民の生活課題などを聞き取り支援していきます。

### 6. 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携、住民主体の協議体の「なごみのわ」を毎月1回開催し地域住民からの地域の情報と、関係機関が保有している情報を共有しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進により、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備が出来るよう取り組んでいきます。

通所介護事業を開設しない火曜日に、地域住民が集う場として活用していきます。

7. 募金関係

- ① 共同募金目標額達成
- ② 日赤社資の目標額達成

8. 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害をもつ方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助を行うことにより自立への支援を行っていきます。

9. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業：県社協委託）

認知症や知的・精神障害等により判断能力に不安がある方への日常の金銭管理や福祉サービス利用についての援助及び書類預かりなどにより、安心して日常生活が送れるようにお手伝いしていきます。

10. 心配ごと相談所の開設（年6回）

行政・人権相談員と連携、協力のもとに相談事業の充実を図っていきます。

11. 福祉ふれあい運動会

三原村文化協会と連携を図り全地域住民対象に行います。

12. 福祉器具の無料貸し出し等（介護保険対象外）

電動ベッドや車椅子の貸し出しや、紙おむつなどの斡旋をしていきます。

13. 福祉教育

小学生対象に車椅子体験学習、中学生を対象に高齢者疑似体験を行い、福祉について学んでもらいます。

14. 関係諸団体等と連携を図り事業の展開

各種団体等の弱体化の解消を図るため、各種団体等と連携を図りながら円滑な事業の推進に協力していきます。

15. 大規模災害にボランティアセンターの設置運営を速やかに行えるよう、行政との連携、また、近隣市町村との広域連携を図り支援体制を構築していきます。職員間での役割分担、調整を図り災害ボランティアの活動体制強化を推進していきます。

16. 幡多地区社会福祉協議会職員研修会